

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

北上市では、平成23（2011）年3月に策定し、その後の社会情勢の変化を踏まえ平成29（2017）年3月に改訂した「北上市ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という。）における目標を達成するため、市民・事業者・市が協働し循環型社会の形成に向け、ごみの減量と資源化に取り組んできました。

しかしながら、世帯数や事業所数の増加等に伴いごみ排出量が増えており、その目標の達成が難しい状況にあります。

国は、平成27（2015）年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れた計画として、平成30（2018）年6月に『第四次循環型社会形成推進基本計画』を策定しました。さらに、令和元（2019）年5月に『プラスチック資源循環戦略』を策定、同年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行するなど、海洋プラスチックごみ対策や食品ロス削減を推進しています。

岩手県は、「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」において、徹底的な資源循環の推進、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保、廃棄物の適正処理の徹底等による循環型社会を目指すこととしています。

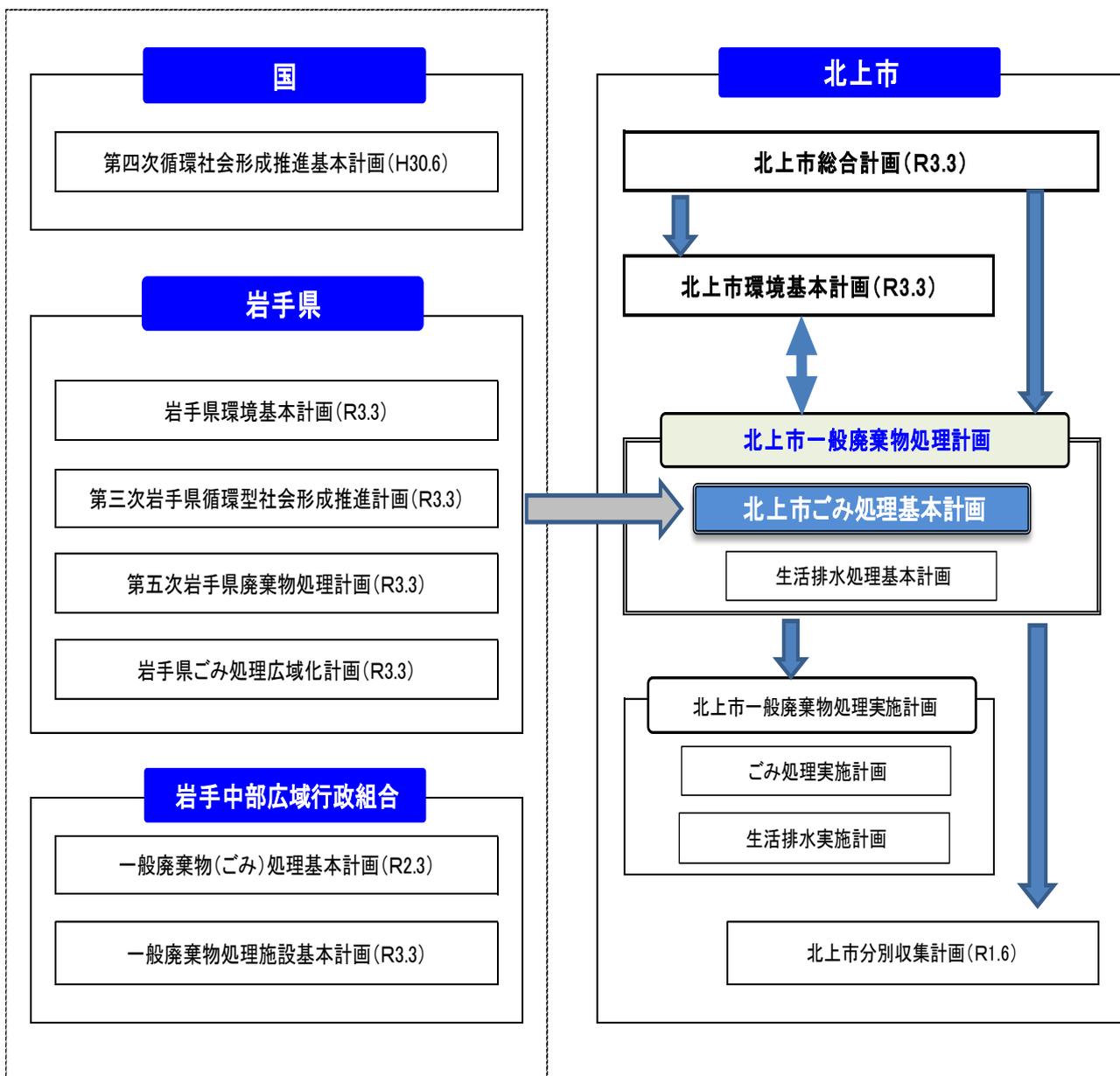
市は、これら廃棄物を取り巻く状況と本市のごみ処理の現状や課題を踏まえ、持続可能な循環型社会をめざす施策を推進し目標を達成するため、新たに「北上市ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置付け

1 本市における計画の体系

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき策定するものであり、本市の一般廃棄物処理の基本方針となります。

本計画の策定に際し、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28（2016）年9月）に準拠し、北上市総合計画、北上市環境基本計画などの上位計画や国・県の関連計画などと整合を図るものとします。



2 循環型社会形成のための法体系

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用と適正な処分、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減が図られる循環型社会形成のために廃棄物処理法のほかにも多くの法律が整備されています。



出典:第四次循環型社会形成推進計画

第3節 計画対象の地域と廃棄物

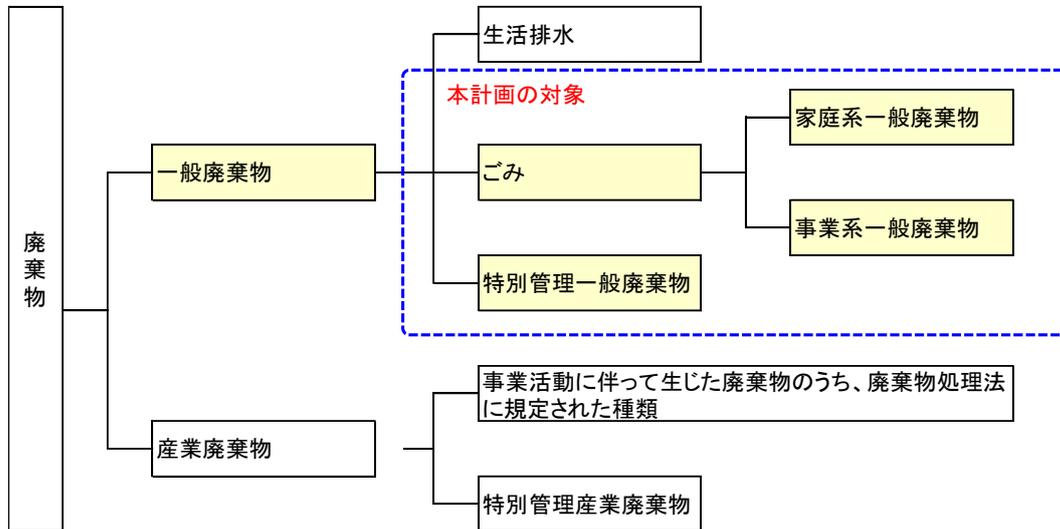
1 対象の地域

本計画は、北上市全域を対象とします。

2 対象の廃棄物

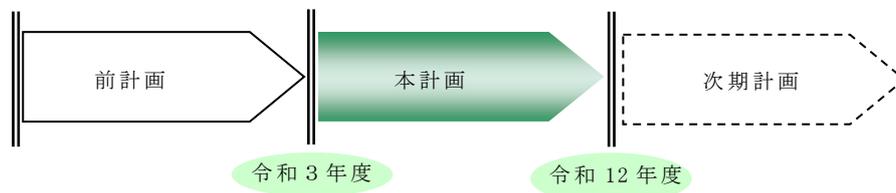
本計画は、市内から発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法第6条の2の規定による市に処理責任のある一般廃棄物を対象とします。

図1-3-2 対象の廃棄物



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度（2021～2030年度）の10年間とします。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行います。



第5節 計画の名称とビジョン

1 計画の名称

ごみゼロ社会の実現をめざして、市民・事業者・市が協働し4Rの取り組みによる循環型社会の形成が必要であるため、前計画と同様に「めざせ!!ごみゼロのまち☆きたかみ」をサブタイトルとし、取り組みを進めます。

「めざせ!!ごみゼロのまち☆きたかみ」

2 ビジョン

2030年までの目標であるSDGsの理念と本計画の施策の方針を合わせ、市民・事業者・市が目指すべき行動計画としてのビジョンを次のとおり定めます。

<ビジョン>

「一人ひとりの行動が持続可能な未来をつくる」